

要求水準書 新旧対照表

No	添付資料	頁	章	節	1	(1)	①	(ア)	i)	項目等	修正前	修正後
1		36	2	2	2	(1)	④	(ア)	vi)		vi) 調理釜・回転釜は、細かい温度調整が可能なものとする。	vi) <u>揚げ物(利用する場合)やルー等の調理のための調理釜・回転釜は、細かい温度調整が可能なものとする。</u>
2		70	5	4	10				ii)	10. 食材等放射性物質測定検査の検体作成	ii) 検体は、献立のコース毎に作成し、本市が提供する専用容器に入れて、本市に提出すること。	ii) 検体は、献立のコース毎に作成し、本市が調達する専用容器に入れて、本市に提出すること。
3		70	5	4	10				iii)	10. 食材等放射性物質測定検査の検体作成	iii) 本市の検査後、事業者は、検体を処分すること。	iii) 本市の検査後、事業者は、検体を処分し、専用容器を洗浄・保管すること。
4	15									資料15 一般エリア什器・備品リスト	名称:スクリーン 数量:1 単位:台	名称:スクリーン 数量:1 単位:台 参考仕様等:据え付け型
5	15									資料15 一般エリア什器・備品リスト	名称:プロジェクター 数量:1 単位:台	名称:プロジェクター 数量:1 単位:台 参考仕様等:据え付け型
6	15									資料15 一般エリア什器・備品リスト	—	名称:マイクシステム 数量:1 単位:台 参考仕様等:マイク3本